

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
「刑の一部執行猶予制度下における薬物依存者の地域支援に関する政策研究」
分担研究報告書

薬物依存症者に対する包括的支援ガイドラインの開発に関する研究

研究分担者 和田 清
埼玉県立精神医療センター依存症治療研究部長

研究要旨：

【目的、方法】2015年11月19日に発出された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（法務省保護局・矯正局、厚生労働省社会・保護局障害保健福祉部）の各論部分についての補強的提言作成を目的とした研究の3年度研究として、「薬物依存者本人に対する支援」において、現実的に重要な立場にある「民間支援団体」としての更生保護施設について、関係者からの情報収集、現地訪問を通して、参考となる取組を行っている施設とその取組について紹介することにした。

【結果、考察】更生保護施設は、適切な帰住先のない出所者を一定期間保護し、円滑な社会復帰を助けて再犯を防止する施設である。そのため、ほとんどの施設内で生活指導、就労指導、SST（社会生活技能訓練）、酒害・薬害教育などの何らかのプログラムを行っているが、そのほとんどが「施設内」での取組である。しかし、円滑な社会復帰のためにには、地域での「施設外」の関係機関、団体とのネットワークがあつたに越したことはない。地域での何らかのネットワークに、何らかの形で参加している更生保護施設は少なくないようだが、更生保護施設自体が中心になって、地域でのネットワーク作りを行っているところは清心寮（埼玉県さいたま市）のみのようである。この「埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会」は平成30年6月1日時点で、保護観察所、少年鑑別所、更生保護観察協会、保護司連合会、更生保護女性連盟、弁護士会、BBS連盟などの司法・更生関係機関のみならず、ハローワーク、就労支援事業者機構、地域生活定着支援センター、埼玉県社会福祉課、さいたま市福祉部などの行政機関、社会福祉協議会をはじめ、ホームレス支援団体、非行のある少年支援団体、貧困家庭少年の学習支援団体、医療機関などの計21施設・団体により構成されており、年4回の協議会を清心寮にて開催し、「できることを提供し合う緩やかなネットワーク」を作っている。なお、このネットワークには埼玉県立精神医療センター、埼玉県立精神保健福祉センターが参加していなかったが、「清心寮」からの参加依頼があり、両センターでの協議を経て、今年度から両センターもこのネットワークに参加することになった。

【意義】更生保護施設での取組は、「施設内」での取組になりがちであり、結果的に、更生保護施設自分が地域で孤立しがちになるが、円滑な社会復帰のためにには、「施設外」の関係機関、団体とのネットワークがあるに越したことはない。そういう意味で、「埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会」は他の更生保護施設にとっての参考になると考えられる。また、この種のネットワークに精神保健福祉センター、精神科医療機関が加わることは、社会復帰の円滑化のために有益であると考えられる。

A. 研究目的

「刑の一部執行猶予」制度は2016年6月1日から施行されている。これに先立ち、2015年11月19日、法務省保護局・矯正局、厚生労働省社会・保護局障害保健福祉部は「刑の一部執行猶予」者を地域で切れ目なく回復に導くための対応指針としての「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を発出した。

「刑の一部執行猶予」制度のイメージは図1(出典:法務省保護局)の通りであるが、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」による「薬物依存者本人に対する支援」の内容を本研究者が図式化したものが図2~図4である。これらの中で、出所後の入所先として、同時に、地域での回復支援資源の一つとして、再犯防止(=再乱用防止)のための取り組みを「民間支援団体」(実質的にはダルク等や更生保護施設)にお願いせざるを得ない現実がわが国にはある。そのため、「刑の一部執行猶予」制度施行前より、法務省は一部のダルクや更生保護施設に自立準備ホームとしての登録を依頼し、出所者の受け入れを委託してきた経緯がある。

そこで、本研究では、研究2年目にダルクで「刑の一部執行猶予」者を受け入れる際に起きるであろうと想定される問題点を整理するために、6カ所のダルクの代表者を招いて意見交換会を開催し、エキスパート・コンセンサスの一種としての問題点を整理した。そして、研究3年目には更生保護施設について、関係者からの情報収集、現地訪問を通して、参考となる取組を行っている施設とその取組について紹介することにした。

B. 研究方法

他の更生保護施設にとって、参考となる取組を行っている更生保護施設とその活動を探るために、埼玉保護観察所、日本更生保護協会関係者から情報をいただき、その情報に基づき、数カ所の更生保護施設を訪問し、その活動内容の説明を受けた。

C. 研究結果、及び、D. 考察

ほとんどの更生保護施設は、施設内で生活指導、就労指導、SST(社会生活技能訓練)、酒害・薬害教育などの何らかのプログラムを行っていることが「全国更生保護施設要覧」(更生保護法人 日本更生保護協会、平成22年3月発行)にて紹介されている。ただし、そのほとんどが「施設内」での取組である。しかし、円滑な社会復帰のためには、地域での「施設外」の関係機関、団体とのネットワークがあつたに越したことはない。地域での何らかのネットワークに、何らかの形で参加している更生保護施設は少なくないようだが、更生保護施設自体が中心になって、地域でのネットワーク作りを行っているところは清心寮(埼玉県さいたま市)のみのようである。この「埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会」(資料1、資料2)は平成30年6月1日時点で、保護観察所、少年鑑別所、更生保護観察協会、保護司連合会、更生保護女性連盟、弁護士会、BBS連盟などの司法・更生関係機関のみならず、ハローワーク、就労支援事業者機構、地域生活定着支援センター、埼玉県社会福祉課、さいたま市福祉部などの行政機関、社会福祉協議会をはじめ、ホームレス支援団体、非行のある少年支援団体、貧困家庭少年の学習支援団体、医療機関などの計21施設・団体により構成されており、年4回の協議会を清心寮にて開催し、「できることを提供し合う

緩やかなネットワーク」を作っている。

なお、このネットワークには埼玉県立精神医療センター、埼玉県立精神保健福祉センターが参加していなかったが、「清心寮」からの参加依頼があり、両センターでの協議を経て、今年度から両センターもこのネットワークに参加することになった。

更生保護施設での取組は、「施設内」での取組になりがちであり、結果的に、更生保護施設自体が地域で孤立しがちになるが、円滑な社会復帰のためには、「施設外」の関係機関、団体とのネットワークがあるに越したことはない。そういう意味で、「埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会」は他の更生保護施設にとっての参考になると考えられる。また、この種のネットワークに精神保健福祉センター、精神科医療機関が加わることは、社会復帰の円滑化のために有益であると考えられる。

E. 結論

2015年11月19日に発出された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」(法務省保護局・矯正局、厚生労働省社会・保護局障害保健福祉部)の各論部分についての補強的提言作成を目的とした研究の3年度研究として、「薬物依存者本人に対する支援」において、現実的に重要な立場にある「民間支援団体」としての更生保護施設について、関係者からの情報収集、現地訪問を通して、参考となる取組を行っている施設とその取組について紹介することにした。

更生保護施設は、適切な帰住先のない出所者を一定期間保護し、円滑な社会復帰を助けて再犯を防止する施設である。そのため、ほとんどの施設内で生活指導、就労指導、SST(社会生活技能訓練)、酒害・薬害教育などの何らかのプログラムを行っているが、そのほとんどが「施設

内」での取組である。しかし、円滑な社会復帰のためには、地域での「施設外」の関係機関、団体とのネットワークがあつたに越したことではない。地域での何らかのネットワークに、何らかの形で参加している更生保護施設は少くないようだが、更生保護施設自体が中心になって、地域でのネットワーク作りを行っているところは清心寮(埼玉県さいたま市)のみのようである。この「埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会」は平成30年6月1日時点で、保護観察所、少年鑑別所、更生保護観察協会、保護司連合会、更生保護女性連盟、弁護士会、BBS連盟などの司法・更生関係機関のみならず、ハローワーク、就労支援事業者機構、地域生活定着支援センター、埼玉県社会福祉課、さいたま市福祉部などの行政機関、社会福祉協議会をはじめ、ホームレス支援団体、非行のある少年支援団体、貧困家庭少年の学習支援団体、医療機関などの計21施設・団体により構成されており、年4回の協議会を清心寮にて開催し、「できることを提供し合う緩やかなネットワーク」を作っている。

なお、このネットワークには埼玉県立精神医療センター、埼玉県立精神保健福祉センターが参加していなかったが、「清心寮」からの参加依頼があり、両センターでの協議を経て、今年度から両センターもこのネットワークに参加することになった。

更生保護施設での取組は、「施設内」での取組になりがちであり、結果的に、更生保護施設自体が地域で孤立しがちになるが、円滑な社会復帰のためには、「施設外」の関係機関、団体とのネットワークがあるに越したことはない。そういう意味で、「埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会」は他の更生保護施設にとっての参考になるとを考えられる。また、この種のネットワークに精神保健福祉センター、精神科医療機関が加わることは、社会復帰の円滑化のために有益であると考えられる。

(倫理面への配慮)

なお、埼玉県立精神医療センター倫理委員会
により、本研究は施設を対象とした調査研究で
あり、倫理上の問題はないとの判定を受けてい
る。

F. 健康危険情報

(省略)

G. 研究発表

著書

和田 清:8-2-5 薬物依存症. 精神保健医療福
祉白書 2018/2019. 中央法規. pp.156-156.
2018.10.20.

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

I. 引用文献

なし

図1 「刑の一部執行猶予」制度イメージ図

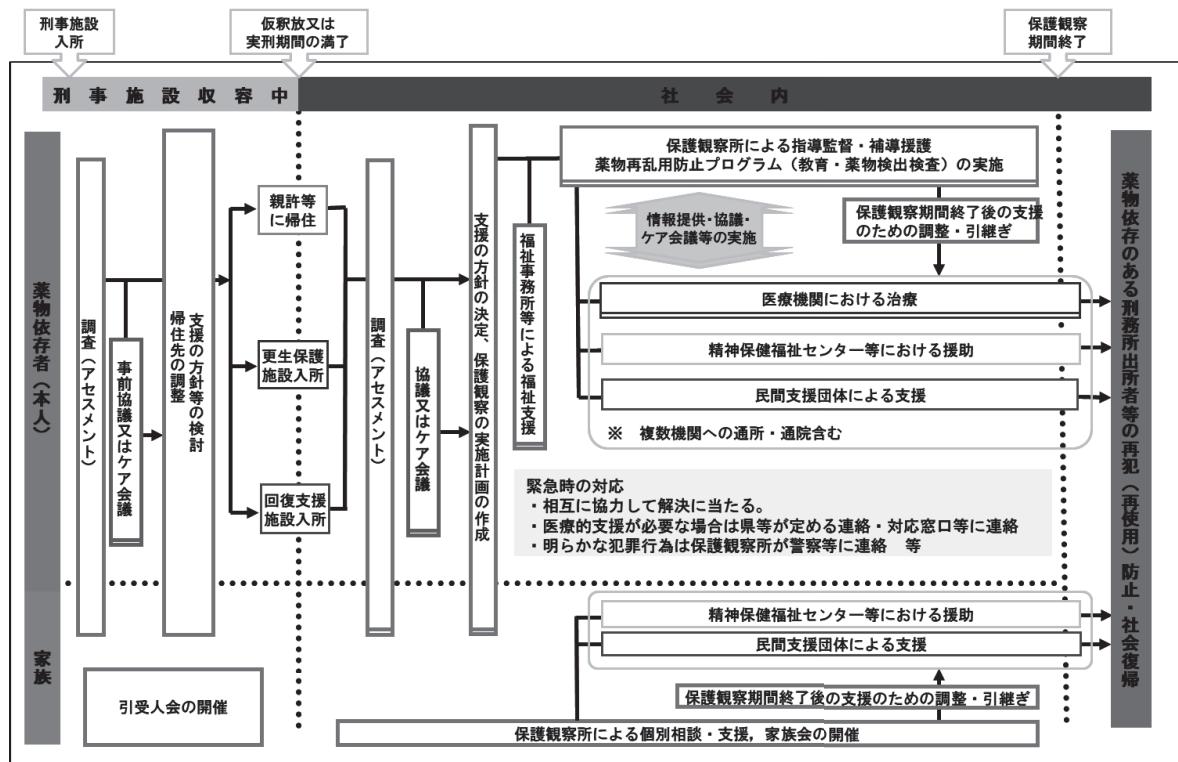
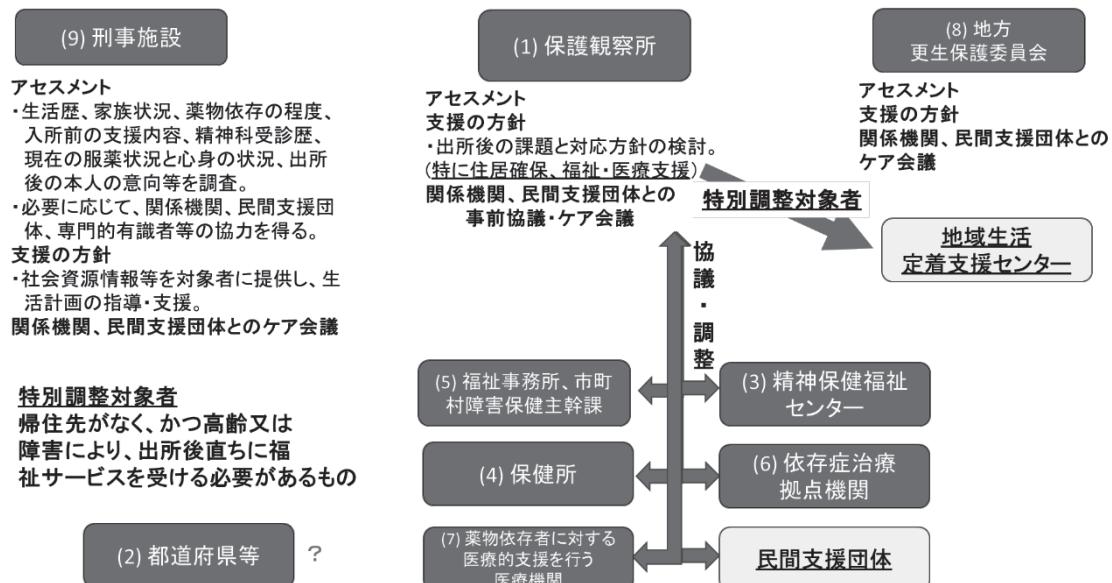
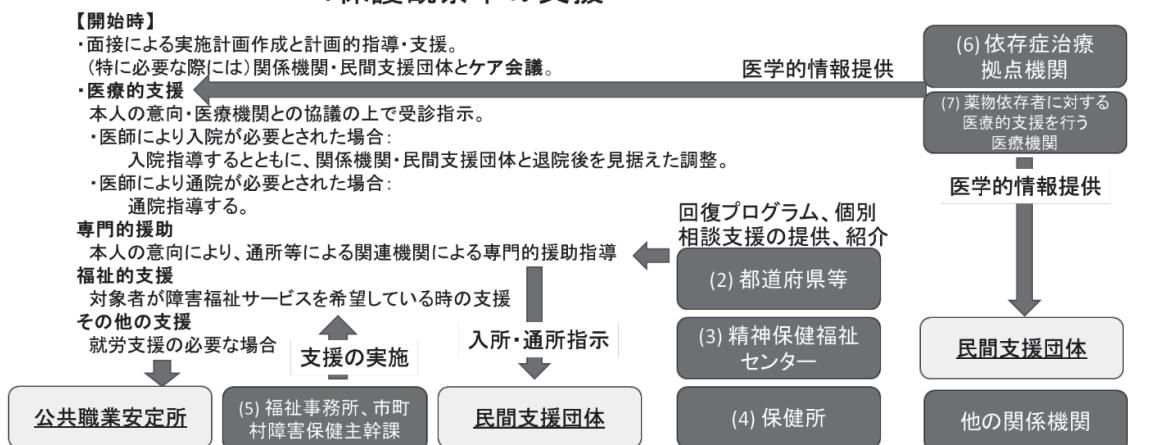


図2 「地域連携ガイドライン」での本人に対する支援: 刑事施設入所中の支援



(1) 保護観察所

図3 「地域連携ガイドライン」での本人に対する支援 :保護観察中の支援



(1) 保護観察所

図4 「地域連携ガイドライン」での本人に対する支援 :保護観察終了後の支援

【保護観察中の調整】

- ・保護観察終了後も関係機関・民間支援団体からの支援を希望するかどうか意向を確認する。
- ・希望した場合は、保護観察終了前に、精神保健福祉センター、他の関係機関、民間支援団体に繋げる。
- ・繋がる見込みを得られない場合は、精神保健福祉センターに支援を依頼する。

情報提供

(3) 精神保健福祉センター

回復プログラム、個別相談支援の提供

(3) 精神保健福祉センター

(6) 依存症治療拠点機関

(7) 薬物依存者に対する医療的支援を行う医療機関

民間支援団体

協力・連携

刑務所の出口から社会への入り口へ

理事長

清水義恵

一 多くの皆様の「支援に感謝します。」

清心寮は実際に多くの方々から事業運営や処遇活動、地域交流など幅広い面からのご支援をいただいています。また多くの方々が見学・研修に訪れていただきていますが、施設であつて施設ではない開かれた社会生活訓練の場を目指す私どもにとっては大きな支えです。清心寮に温かいご理解を寄せていただいている皆様に心から感謝申し上げます。

二 いまこそ金原明善に学ぶこと

清心寮では運営基本指針を定めていますが、その中で職員は「個別担当制を処遇の基盤とし、職員が寮生一人ひとりに向き合って接し、寮生各人の生活、心情を把握する」とともにその自覚を高めるよう努める」とことし、その上で保護観察所はもとより、関係機関・団体との緊密な連携のもとに「就労、福祉などの生活支援、コミュニケーション能の改善、日常生活規律の徹底

などの具体的な補導の実現を目指すこととしています。

また併せて、これらが私たちの独りよがりの思い込みにならないために、「地域社会の風が通り、地域社会の常識が貫かれている施設であるよう心がける」という自戒を含めた指針も掲げていますが、更生保護女性会の皆様の施設訪問、寮生との交流は欠くことのできない地域の風であり、寮生にも閉じられた施設の雰囲気の中で終始するのではなく地域の一員としての自覚をもたらす爽やかな風となっています。

「刑余者」の保護施設を設置するとともに、「保護委員」のしくみを県内一円に設けたことで知られています。県内に約一、七〇〇人の保護委員を委嘱し、それは現在の保護司制度のルーツともされています。

静岡県の現在の保護司定数は一、四九五人であり、人口は約三七六万人ですが、これに対しても当時的人口は約一〇三万人（明治二十一年統計）であるのに現在を上回る保護委員を民間の法人事業として委嘱したことには驚かされます。委嘱された保護委員の氏名はすべて当時の新

生委員（その後、大正六年に岡山で「済世顧問」、同七年に大阪で「方面（地域の意）委員」というルーツが設けられました）でもあり、就労支援者でもあります。更生保護事業と社会福祉事業の制度の区別はなたのでしょう。更生保護事業と社会福祉事業として取り組まっていた時代です。

この保護委員の仕組みについては、保護司制度の先駆け的な意義が評価されていますが、私にとって懸念だと思うのは、当時の監獄から出ても頼るすべての出所者を引き受ける施設を設けただけでなく、実はそのあと地域生活に移行してからの支援が再犯防止に重要なことになります。そこで見通した処遇は言ふべくして難しいものがあります。

金原明善は、皆様ご承知のように、明治二十一年に現在の更生保護施設のルーツといわれる「静岡県出獄人保護会社」（現在の「法人」）を設立した我が国更生保護事業の先駆者です。数々の事業を起こした実業家でありました。その金原明善は、

この保護委員の仕組みについて、保護司制度の先駆け的な意義が評価されていますが、私にとって懸念だと思うのは、当時の監獄から出ても頼るすべての出所者を引き受ける施設を設けただけでなく、実はそのあと地域生活に移行してからの支援が再犯防止に重要なことになります。そこで見通した処遇は言ふべくして難しいものがあります。

そのため今私たちができることは、ひとつは在寮中の処遇にさらに工夫を凝らすこと、もう一つは、金原明善の業績の現代的意義はそこにあると思います。いつたん保護施設で身の振り方

うひとつは退所後の様々な支援につながることであると思つてします。特に後者の課題は私たちだけで抱え込んでいては容易には解決できません。

三 「埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会」が発足しました。

① 上記のような課題に対し、関係機関、団体の幅広い連携・支援のもと、埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会を本年度に発足することができました。この協議会は、保護観察対象者及び更生緊急保護対象者（満期釈放者等）並びにこれら期間を経過した者等の社会復帰支援を一層円滑に進めることを目的として、地域関係機関、団体等の協力を得て、平素から支援に関わる情報を共有するとともに、一人ひとりに応じた具体的な支援の実現に向けた連携・協議の場としていくことを目指しています。

② この協議会の連携拠点としての事務所を日本更生保護協会の助成により清心寮の中に設け、「埼玉県社会復帰支援ネットワークセンター」と称しています。センターの事務所には埼玉県就労支援事業者機構も移転し常設事務所となります。協議会運営の幹事役は、県更生保護観察協会、県保護司会連合会、県就労支援事業者機構、清心寮が担うものとし、清心寮福祉担当職員、機構職員が平素の連絡等に当たります。

③ この協議会の今後の運営については、上記機関、法人・団体により運営委員会を構成して、それぞれ連絡窓口となる実務レベルの担当者を登録し、支援について定期的に情報交換・協議を行い、ノウハウを共有して地域に

社会福祉協議会、埼玉県地域生活定着支援センター、済生会川口総合病院、ほつとボット、さいたま少年鑑別所、さいたま保護観察所、埼玉県更生保護観察協会、埼玉県保護司会連合会、埼玉県更生保護女性連盟、埼玉BBS連盟、埼玉県就労支援事業者機構、清心寮

おける効果的な社会復帰支援に資することとしております。本年十月二十一日に十五機関等の担当者全員に参加いただき第一回運営委員会が開催されました。この運営委員会では、今後、支援ケースに応じ随時ケア会議を行つて連携による地域支援を具体化する場としていくことで、相互理解を深めました。

埼玉県では、平素から関係機関、法人等のご理解、連携を緊密にしていただいていまして、とても有難く心強いくことだと実感していますし、生活困窮者自立支援としての優れたアスポート事業が展開されています。また来年度からは生活困窮者自立支援法が施行されます。この機会にさらに社会復帰支援を地域にささらに社会復帰支援を地域支援として持続的に展開していく基盤になつていくよう努めていきたいと考えています。

④ 自立支援とはつながり、つなげる支援

私たちは、今後とも幅広い連携・ご支援のもと、生き直すための基礎力、自らの足で立つ意欲を引き出すとともに、人と社会につながつて生きるから、就労自立や地域社会の一員としての居場所の調整に努めていきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いします。



頼まざすことではあります。ることは、支え・支えられ、生かし・生かされることを学べるかどうかに掛かっているのではないかでしょうか。謙虚さと感謝を学ぶことなくして本当の自立は難しいと思います。

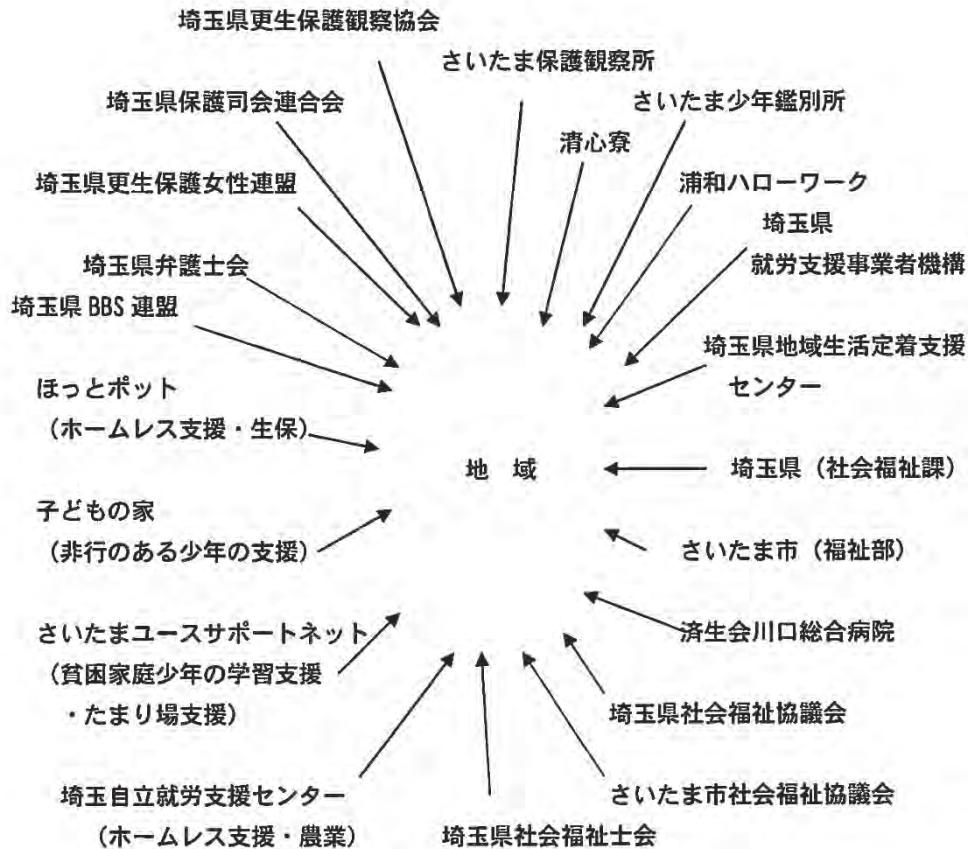
困ったときには、社会の中でも自立するということは、支え・支えられ、生かし・生かされることを学べるかどうかに掛かっているのではないかでしょうか。謙虚さと感謝を学ぶことなくして本当の自立は難しいと思います。

頼まざすことではあります。ことは、支え・支えられ、生かし・生かされることを学べるかどうかに掛かっているのではないかでしょうか。謙虚さと感謝を学ぶことなくして本当の自立は難しいと思います。

頼まざすことではあります。ことは、支え・支えられ、生かし・生かされることを学べるかどうかに掛かっているのではないかでしょうか。謙虚さと感謝を学ぶことなくして本当の自立は難しいと思います。

資料 2

埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会 <できることを提供し合う緩やかなネットワーク>



*ハローワークは月2回巡回相談で駐在。

*定期的に協議会開催。